

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		福祉医療費受給者証の交付の決定		
根拠例規及び条項		多治見市福祉医療費の助成に関する条例(昭和 51 年条例第 8 号)第 6 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>第 6 条 市長は、前条の規定による受給者証の交付申請があった場合は、内容を審査の上、受給資格者であると認めたときは、規則の定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。</p> <p>2 市長は、前項の規定により審査した結果、受給資格者でないことを確認したときは、申請者に対し規則の定めるところにより却下通知をするものとする。</p> <p>3 受給者証の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) &lt;略&gt;</p> <p>(2) &lt;略&gt;</p> <p>(3) &lt;略&gt;</p> <p>(4) &lt;略&gt;</p> <p>(5) &lt;略&gt;</p> <p>(6) &lt;略&gt;</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1~40 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名 )</p> <p>協議機関 日 (機関名 )</p> <p>処分機関 1~40 日</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				